明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務七八）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同七九）　九一
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同八〇）　九三
〔告　示〕
○端末機器の設計認証の報告に関する件（総務三九三）　九三

省　令

○総務省令第七十八号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十八日

総務大臣　佐藤　勉

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表以外の部分中「第二項」を「第一項」に改め、同項の表第四号中「含む。）」の下に「及び新直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、平成二十一年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画の変更により、新直轄方式に切り替わった区間をいう。以下同じ。）で同法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたもの」を加え、同表第五号中「含む。）」の下に「及び新直轄高速道路で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたもの」を加え、同表第三十七号中「第百十七条の三」を「第百十九条」に改め、同表第四十号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十二年度から」を「昭和五十三年度から」に改め、「国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、昭和五十二年度において「昭和五十二年度補正予算等に係る地方債の取扱いについて（昭和五十二年十一月十九日付自治地第百九十二号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和五十二年度補正予算債」という。）のうち、道路事業を除く一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業のうち公園及びプールに係るもの、下水道事業、厚生福祉施設整備事業のうち社会福祉施設に係るもの並びに一般廃棄物処理事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る当該年度分の元利償還金」を「1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため」に改め、同号に次のように加える。

2　組合が起こした1の地方債に係る元利償還金については、この表中第四十号の2の規定を準用する。

第五条第一項の表第四十三号中「平成十九年度まで」を「平成二十年度まで」に、「国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成十一年度」を「1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成十一年度」に、「並びに平成十九年度」を「、平成十九年度」に改め、「平成十九年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」の下に「並びに平成二十年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十年十月十七日付け総財地第二百一号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年三月五日付け総財地第五十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」を加え、同号に次のように加える。

2　組合が起こした1の地方債の額については、この表中第四十号の2の規定を準用する。

第五条第一項の表第四十四号中「昭和六十二年度から平成十九年度まで」を「昭和六十三年度から平成二十年度まで」に、「並びに平成十九年度」を「、平成十九年度減収補てん債」という。）」の下に「並びに平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平